

1. はじめに：アメリカを定めるもの（山口房司『南北戦争研究』啓文社, 1985 年）

われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の諸権利を付与され、その中に生命、自由および幸福の追求のふくまれることを信ずる。また、これらの権利を確保するために人類の間に政府が組織されること、そしてその正当な権力は被治者の同意に由来するものであることを信ずる（「アメリカ独立宣言」1776 年）。

われわれ合衆国の人民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の静穏を保証し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われわれとわれわれの子孫の上に自由の祝福の続くことを確保する目的をもって、アメリカ合衆国のために、この憲法を制定する（「アメリカ合衆国憲法」前文、1787 年）。

下院議員および直接税は、連邦に加入する各州の人口に比例して、各州の間に配分される。各州の人口とは、自由人—一年期服役者を含ませ、納税の義務のないインディアンを除く—の総数と、それに自由人以外のすべての人数の五分の三を加えたものとする（「アメリカ合衆国憲法」第 1 条第 2 節第 3 項）。

◆南北戦争の根源：「この闘争が最終的にとった様態そのものが、合衆国の既存の憲法制度によって定められ」、「合衆国憲法そのものが南北戦争のみならず再建の方法まで決定した」

⇒南北戦争において争われたのはアメリカがそれまでに築いてきたユニオンのあり方であり、アメリカをアメリカたらしめる諸原理の矛盾と衝突だった。

◆南北戦争（1861-1865）の死者約 62 万人（人口の約 5%）

Cf. 第一次世界大戦の死者約 11 万人、第二次世界大戦の死者約 32 万人

◎南部白人人口の 2/3 もの非奴隷所有者がなぜ 4 年もの激戦に参加したのか？

⇒「テリトリー」における「社会秩序」の問題と合憲性の対立

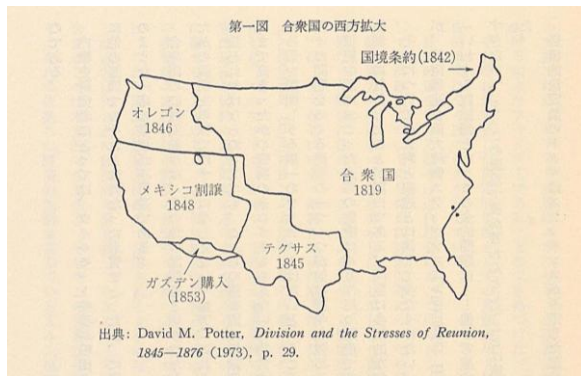
2. 拡大する領土と南北の対立：「明白なる天命(Manifest Destiny)」の西部開拓

◆ミズーリ協定（1820 年）：北緯 36 度 30 分以北で「永久に」奴隷制を禁止すると国会が定めることを立法。

Cf. 合衆国憲法第 4 条第 3 節第 2 項「連邦議会は、合衆国に直属する領地またはその他の財産を処分し、これに関し必要なすべての規定および規則を制定する権限を有する」

・第 3 大統領トマス・ジェファースン「私は恐れている。地平線のかなたに、やがて竜巻のように暴れ回るのであろう失策に誰も気づいていないことを。我が連邦国家をふたつに引き裂く境界線が、つい最近明確になってしまった。これは決して両者の溝を埋めることはないであろうことを、私は恐れている」

◆テリトリーの拡大：1845 年テキサス共和国併合、1846 年オレゴン併合、1848 年の米墨戦争終結によるカリフォルニア等併合、1853-55 年ガズデン購入によりメキシコからアリゾナ等入手⇒10 年で国土がほぼ 2 倍に



※これらの新たなテリトリーが自由州となるか、奴隷州となるかで北部と南部のパワーバランスに多大な影響を与える

◆南北のパワーバランスの変化

- ・「奴隷主権力（スレイブ・パワー）」：奴隷制は不快だ、そのゆえはそれが奴隷に苦痛を与えるからではなく奴隷主に権力を与えるからである。
- ・奴隷の 3/5 ルール：プランターには余分な代表権＝政治権力の源泉を与えている。
- ・ヴァージニア王朝（歴代大統領）体制 1801～1825 年：初代ワシントン、第 3 代ジェファースン、第 4 代マディソン、第 5 代モンロー
- ・19 世紀前半の市場革命期：舗装道路・運河航路・鉄道交通網が発達し、国内市場が拡大。北部では工場労働者が暮らす大都市圏が登場し、南部では綿繰り機等の普及による急速な綿花生産の拡大。モールス電信による遠隔通信網の整備。
⇒農業社会であった南部が相対的に少数派的地位に陥る。

◆1846 年ウイルモット条項

- ・メキシコから獲得したテリトリーに関して、「そのテリトリー内のいかなる地においても、奴隷制も強制労働も存在せしめてはならない」。
⇒下院で可決されるも上院で南部議員の反対にあい否決。ウイルモット条項は奴隷制問題を、従来の州レベルから全国的な問題へと変化させた。
⇒1787 年に大陸会議によって採択された北西部領地条例（ジェファースン起案、

1789 年に連邦議会が成分化) による当該テリトリーにおける奴隷禁止権を下地にしている。歴代大統領が批准し、「国会はテリトリーにおける奴隷制を禁ずる合憲的権限を持つとの原理に疑問を抱くことがなかった」。

- ・ ウイルモット条項推進派の論理は、北部の人口が南部を大きく上回っているにも関わらず、3/5 ルールにより下院での劣勢の影響力を抑え、上院では慣例に従って各種委員会の委員長を多く選出することにより、国会を事実上支配している点を批判。

⇒ 南西部に奴隷制が拡大していく可能性がみえた時、南部側勢力がさらに増大することへの恐怖心があった。反対に、南部側では特にアイランド系移民の増大による新領土への植民に関する同様の恐怖心をもった。

◆ヘンリー・クレイ草案による 1850 年大妥協

- ・ カリフォルニアを自由州として承認
- ・ テキサスの境界を定め、独立以来の借金を連邦政府が肩代わり
- ・ ニューメキシコとユタ準州は奴隷制の可否を住民の意思に任せる
- ・ ワシントン D.C.での奴隷売買を禁止
- ・ 逃亡奴隷法を強化する

⇒ 結論から言えば、テリトリーから奴隷制を排除しうるか否かの問題について、大妥協は「何らの決定」もみななかったし、「明確な原理も含まず」に合意されたが、むしろそのことが大妥協の妙点であった。

- ・ スティーブン・ダグラス「しからば我々はなぜに彼ら自らで主人と奴隷の間の関係を決めることを許さないのであるか？なぜに生活の他の諸関係のすべてに適用しているこの自治という大原理の中から、奴隷制問題だけを摘出して例外とするのであろうか？」

◆逃亡奴隷法（1850 年改訂）

- ・ 大妥協がなされた後の「最大の国内問題」となる。
- ・ 同法発効以後の逃亡奴隷を取り戻すだけでなく、ずっと過去に逃亡した奴隷をも引戻す内容であったことが問題を引き起こす。

Cf. フィラデルフィアでウイリアムスという女性が 22 年前に逃亡した奴隷として告発され、6 人の子供(すべて自由人として生れていた)と共に、奴隷主に引き渡される危険をもった。

⇒ 自由奴隷か逃亡奴隷かを判別する保証が場当たり的であり、常に人身誘拐の危険を突きつけていた

- ・ 北部側は「人身自由法」を制定し、逃亡奴隷法に対抗

⇒ 連邦法と州法のどちらが優先されるかという憲法問題に陥り、大妥協が破綻

- ・1852 年ハリエット・ビーチャー・ストウ『アンクルトムの小屋(Uncle Tom's Cabin)』刊行

⇒かくて逃亡奴隷法はトム爺を生み、トム爺は理想主義を北部人の間に駆きたてた（忠実で敬虔なトム爺は妻子から引き離され、奴隷主になぶり殺される）
Cf. リンカーン「内戦をひきおこしたリトル・レディ」

◆「血を流すカンザス」：レコムプトン闘争

- ・1854 年カンザス・ネブラスカ法によって、両州が奴隷州となるか自由州となるかを住民の意思決定に委ねる。

⇔しかし、カンザスの準州議会選挙において選挙人名簿登録が不要とされたため、自由派と奴隷派の間で悪質な不正が発生、住民以外の派閥が投票に不正参加。

⇒有権者数 3,000 名に対し、投票数が 6,000 票以上にも関わらず無効選挙とはならず、奴隷擁護派が圧倒的多数を議会で占め、レコムプトンに準州政府を樹立。

- ・「信じられぬまでにユニークな奴隷制擁護諸法」を制定

- ①役人は奴隷制支持の宣誓者のみに限る
- ②奴隷制を非合法だと唱える者は重罪
- ③逃亡奴隷を匿ったり、それに係わる行為をした者は刑罰

⇒奴隷反対派がトペカに別の政府をつくり反抗

- 1855 年から 57 年まで、奴隷制擁護派を殺害すれば、報復行為が反対派に行われる暴力が繰り返し発生した。＝「流血のカンザス」による住民自治の限界

◆ドレッド＝スコット判決（1857 年、奴隷主のロジャー・トーニー最高裁長官）

- ・黒人奴隷であるスコットはミズーリ州の「市民」ではないため、連邦裁判所に訴訟を起こす権利がない。
- ・一時的に自由土地に居住したとしても、自由身分になることはできない。
- ・ミズーリ協定は、合衆国憲法修正第 5 条の「正当な法の手続」によらず財産権を奪うことになり違憲である。
- ・1860 年に全国政党であった民主党が南北に完全に分離され、奴隷制反対派は共和党に合流 ⇒アメリカ人はもはや諸問題を合憲的方法、二大政党の枠組内で

解決しえない事態を迎え、いずれかの陣営を選択せざるをえなくなった。

⇒翌年にかけてサウスカロライナ州等の合計 12 州が分離、「南部連合」を結成。

- ◆南北戦争開戦：1861 年 7 月 22 日、合衆国下院はわずか 2 票の反対を除いて、J・J・クリッテンデンの戦争原因および目的についての決議を採択し、7 月 25 日に上院を通過。「合衆国憲法の至上性を守り、ユニオンを存続させるために遂行されるものである」⇒この戦争は、「それが維持するとした国家を始めて生みだした」のである。